

熊本県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者認定審査会運営要領

第1 目的

この要領は、熊本県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱第5の1の規定に基づき設置する肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者認定審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 業務

審査会は、熊本県の諮問に応じ、次に掲げる業務を行う。

- (1) 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証交付対象者の審査
- (2) その他、知事が必要と認める事項

第3 組織

- 1 審査会は、委員4人以内で組織する。
- 2 委員は、熊本県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要領第4に規定する者の中から、知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とし、4月1日に始まり翌々年の3月31日に終わるものとする。ただし、再任を妨げない。
- 4 年度の途中から委員になった者の任期は、前任者の任期の残余の期間とする。

第4 会長

- 1 審査会に会長を置く。
- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 5 会長の任期は、委員の任期による。

第5 審査会の開催及び運営

- 1 審査会は、原則として3ヵ月に1回開催する。
- 2 審査会は、2名以上の委員が出席しなければ開催することができない。
- 3 会長は、審査結果を知事に提出する。
- 4 別に定める場合においては、持ち回り審査により審査会の開催に代えることができる。
- 5 第2の規定により諮問された審査会は、あらかじめ提示された基準等に基づいて審査するものとする。

第6 委員の服務

委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第7 庶務

審査会の庶務は、熊本県健康福祉部健康危機管理課において処理する。

附 則

- 1 この要領は、平成30年12月12日から施行する。
- 2 この要領施行後、最初に委員となる者の任期は、平成31年3月31日に終わるものとする。